

品川区公共工事の中間前払金取扱要綱

(平成22年 2月23日区長決定)

要綱第7号

(平成27年 7月21日一部改正)

(通則)

第1 品川区契約事務規則(昭和 39 年4月1日品川区規則第8号。(以下「規則」という。))による公共工事の中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2 規則第 49 条の3第1項に規定する中間前金払の対象は、土木工事、建築工事および設備工事のうち、規則第 49 条の2第1項の規定により前金払を行ったものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 条)附則第3条第2項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

(中間前金払の率)

第3 規則第 49 条の3第1項に規定する中間前金払の率は、契約金額の2割を超えない範囲内とする。

(中間前金払の最高限度額)

第4 第3にかかわらず、中間前金払の最高限度額は、1件の契約につき 15,000 万円とする。

(中間前金払の制限)

第5 規則第 50 条の規定による部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に定める場合のほか、工事を主管する部の部長(以下「工事主管部長」という。)が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときまたは中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前金払の全部または一部をしないことができる。

(中間前金払の端数整理)

第6 中間前払金に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象および率等の明示)

第7 中間前金払の対象とされる工事および中間前金払の率等については、入札条件または見積条件としてあらかじめ入札参加者等にこれを明示するものとする。

(中間前金払に関する特約事項)

第8 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払または返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更に関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前金払に係る認定)

第9 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、別記様式第1による請求があった場合は、ただちに調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査は、工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)が行うものとし、工事主管課長は、その結果が妥当と認めるときは、認定調書(別記様式第2)を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10 中間前払金の請求は、前条による認定後、契約の相手方に保証事業会社と保証契約を締結し、当該請求に係る保証証書を提出させたいうえで行わせるものとする。

- 2 前項にかかわらず、工事主管部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払または返還)

第11 規則第49条の3第2項の規定により前払金を追加払し、または返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3の中間前金払の率および第4の中間前金払の最高限度額を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。

この場合において、支払済みの中間前払金額の算出基礎となった中間前払金の率が、第3に掲げる率を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

2 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第12により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事主管部長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第49条の3第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他工事主管部長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、または返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第12 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(中間前払金の使途制限)

第13 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第14 規則第 49 条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第 49 条の3第2項において準用される規則第 49 条の2第3項の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に第 11 の3に規定する率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第15 2年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は契約金額の2割を超えない範囲内に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えているときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16 債務負担行為を伴う工事であるため、第5の2により中間前払金の全部または一部を支払うことができなかつた場合において、工事主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日以後に着手する工事請負契約について適用し、同日前に着手する工事請負契約については、従前の例による。